

食品表示基準等の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
【精米年月日表示について】	
<賛成意見>	
<p>改正には賛成ですが経過措置を設けるべきです。(同意見 66 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括表示枠（別記様式 4）の今回変更となる「精米時期」ですが、表示変更のための印刷機の製版が間に合わないので、施行までの数か月の間に全て「精米時期」に変更することは物理的に対応できません。 ・米袋への印字を行うには、製造システム・印字機等設備機器の変更若しくは改修が必要ですが、期日までには間に合いません。 ・シール修正などが必要になれば、コストと手間もかかります。シール対応も、米袋メーカーに旧米袋の一括表示欄に新表示のシールを添付してもらいますが、要望が多いと思われ、すぐに対応してもらえない可能性が非常に高いです。また、大手量販店などはシール対応を受け入れてくれないのが現状です。 ・米の円滑な流通のため、生産・流通・販売の各段階で多くの精米袋が利用され、また相当量の精米袋を常時保有しています。その精米袋が表示の変更により使えなくなったり、古い表示のような扱いになるようなことになれば、食品ロスとは違う資源ロス（包材ロス）を起こすことになりま <p>す。今まで、表示基準を遵守するために用意していた精米袋を、突然その基準を変更されるようなことがあっては、今後も基準を的確に守ることに疑念を残すことになります。「上からシールを貼って対応」という案もあるようですが、それは人手がかかる割に、剥がれるなど別の問題が発生するおそれがあります。急きょ、新表示で精米袋を生産するにしても、移行期間がない若しくは移行期間が短い場合には、施行後すぐに生産が集中することになることが十分に予想されますが、現在は働き方改革により生産現場に無理な残業体制を敷くこともできません。「年月旬」が「精米年月日」の表示欄に表記されていても消費者に誤解を招くことはありません。</p>	<p>御意見ありがとうございます。関係事業者の状況を踏まえ、「精米年月日」（玄米においては「調製年月日」、輸入したのものについては「輸入年月日」）を記載した改正前の食品表示基準別記様式 4 につきまして、令和 4 年 3 月 31 日までの間は使用できるように経過措置期間を設けました。このため、改正前の別記様式 4 を使用していたとしても、年月旬表示を行うことは差し支えありません。</p>

- ・発注ロットが決まっており、発注数の微調整が難しいです。
- ・現行表示事項の米袋在庫を廃棄することになり、多額の処理費用を要し、大きな差損が発生するため米袋の消化期間が必須であると考えます。
- ・「精米時期」の上／中／下旬表示によるトレースシステム管理において、製造ロット番号付与等、システムの変更・導入の検討に時間とコストを要します。
- ・「表示事項」として精米「時期」表示を義務付けるのであれば、全ての精米（販売）業者に周知され、環境に負荷となる米袋の廃棄等なく準備できるようにするため。
- ・今回の改正案で残念に思うのは、精米の品質は一か月程度では劣化しない…であれば消費者庁などが、消費者へ精米に関しての理解を得られる広報活動が不足していたのではと思われます。また、配送問題に関してはスーパー・量販店さんへの認識を徹底すれば解決できる問題だったように思われます。このまま改正案が通るのであれば、せめて猶予期間を設けてほしいです。
- ・現在、米袋などの食品包材を扱っているユーザー様は先般の消費税増税で食品は8%のままなのに包材は8%から10%と、もともと薄利のところ、ますます利益が削られています。この状況では資本余力の無い会社の破産を加速度的に助長する事になります。国にはこの現状を強く知っていただき、現行の包材を捨てる必要がなく小売りなどのお客様がそのまま使用できる表示法変更としていただきたいです。
- ・改版商品（作り直し）の生産に追われ、納期集中や緊急品が予想される為、働き方改革どころではなくなります。生産に関わる備品や消耗品の発注が、増加し、通常では考えられない経費が発生します。仕事量が増える事により、光熱費も当然増加が予想されます。製袋業務外、仕上り品移動作業等も増加されます。仕掛かり在庫品に関して、猶予期間が、短ければ、廃棄対象品になり、大きな損失費用が発生します。トラックドライバー不足・物流コストの増大の対応としていますが、違う分野で同じ現象が発生し商品値上げ、輸送トラックの値上げにつながってしまいます。表示枠変更に伴う、事務的処理の増加が予想されます。
- ・在庫容器（プラ製）が使用不可となり、大量に廃棄されます。これは、精米事業者及び容器メーカー・印刷会社にまで派生します。在庫容器にラベル貼りは、数量が多い場合対処できないため、販売量の多い事業者は、概ね在庫容器を廃棄し、新たな容器を作り直します。伴い、大量のプラ容器が使用できなくなり、廃棄されるため以下のような悪影響が出ると考えられます。プラ容器の焼

却時、地球温暖化ガス（二酸化炭素）が大量発生します。プラによる海洋汚染への影響も懸念されます。また、プラ容器のメーカー・印刷会社には働き方改革関連法案に基づき以下のような悪影響が出ると考えられます。大量のプラ容器作り替えのための業務圧迫・残業増加します。

・消費者が、精米年月日から精米時期に変わることによって戸惑うと予想されます。日付が特定されていたのに、“時期”と曖昧になることで、不安感をいだきます。また、旬表示と日表示しているものが並んでいたら、消費者感覚ですと日表示の商品を購入すると思います。同じ店に表示が混在しているのも、消費者にとってみれば分かりにくいですし、そういった声が店側に届くと、結局「日表示にしてほしい」ということになるのではないのでしょうか。精米業者は納品先によって変えるということではできないでしょうから、大混乱になります。ある程度時間をかけて認識を深めることが重要になります。消費者・精米業者・販売者にはその時間が必要です。

・時期表示で量販店等納入先と消費者の十分な理解を得られるのか疑問です（量販店においては上/中/下で表示しても求められるのは常に新しい時期であり、多品種少量の扱いになっており、これにより見込み生産が増えるとは考えられません）。このままでは、表示の変更にはばく大な費用と手間がかかるだけで、食品ロス、物流諸問題の改善には効果がないと考えます。量販店等の納入のない小規模米穀店においては「精米時期」表示でお客様の理解を得られるなら良いと思います。そのため、施行が確定した場合は、猶予期間を戴きたいと思います。

・なんといっても一番の問題はお米業界のお得意様への納期対応が麻痺して、大混雑になり米袋供給に大きく支障が出てしまいそうです。そのため、現行の「精米年月日」のままが最も望ましいです。もしくは、現行の「精米年月日」でも新しい「精米時期」でもどちらでも選択可能な併用タイプにしてほしいです。また、表記改正後、現行表記「精米年月日」の使用できる猶予期間を望みます。もしくは、法改正前に作成した袋は使用可能（改正前の作成分は何年たっても使用可能）を望みます。

・改正によって売れ残りロスは減少することはありません。製造日が明確になっている現状の精米年月日からあえて、製造日の幅を持たせる様な表示は曖昧だと思います。消費者に不信感を持たれるだけでメリットはありません。簡単に表示を替えるだけと思われるでしょうが、米袋の印刷変更でロスや改版費用が発生します。また、ロット管理及びトレースのシステム変更による費用の発生も算出されます。引続き精米年月日表示でやろうとしてもユーザーから新しい表示希望が出されれば従

<p>わざるをえません。在庫米袋の変更には早く変わるものと変わらないものがあります、移行期間は猶予期間ではなく、期間を定めない随時移行としてほしいです。</p>	
<p>改正には賛成ですが様式をそのまま使用できるようにすべきです。(同意見 19 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「精米年月日」の一括表示欄を使用しながら、欄外の印字で精米時期の印刷を認めてほしい。米袋の廃棄等で多大な費用がかかる。認めてもらえれば米袋のロスも出ない。 ・ 卸業者の立場からお客様の要望に合わせ 2 通りの対応が可能かと言われると物理的に無理との見解です。米袋の一括表示を「精米年月日」から「精米時期」に変更する点につきまして、「年月日」又は「年月旬」の 2 通り併用可能であるのならば、一括表示の部分も 2 通り可能とすれば混乱はないのではないのでしょうか。 ・ 精米年月日表示に関する基準の改正案では、「表示の方法」として精米「年月日」を「年月（上/中/下旬）」に変更しない場合であっても、「表示事項」は必ず精米「年月日」を「時期」に変更しなければならないこととされています。現在使用されている米袋の一括表示欄記載の「表示事項」は、米袋製造時に印刷されることが一般的であって、現在の表示事項を印刷した袋は今後使用できなくなることから、これまでに印刷した米袋の在庫ロスが生じるとともに、新たな「表示事項」に合わせた米袋を印刷するための製版やシステム改修のためのコストと時間が必要となります。このため、現在、表示基準を遵守して精米「年月日」表示を行っている当組合員をはじめとする精米（販売）業者が、引き続き「表示事項」として精米「年月日」を表記した米袋を使用できるよう、御配慮願います。 ・ 昨今のプラスチック廃棄物削減の観点から、米袋等の容器包装が旧表示でも使用可能にするために、現在の精米年月日の枠表示のままで、上旬中旬下旬の記載ができるよう法律の運用規定を追加願います。このままでは数億枚の米袋が使用不能になり、環境対策の本来の趣旨から外れると考えます。 ・ 表示事項名について「精米年月日」を「精米時期」に切り替えるのではなく、内容に応じてどちらかを表示すること、としてはいかがでしょうか。（調製時期、輸入時期についても同様に。）事項名を「精米時期」に変更することで、市場における表示内容は年月旬表示に収れんしていくことが推測されます。そのことは一方で消費者が取得できる情報の幅が狭められるということでもありま 	<p>御意見ありがとうございます。関係事業者の状況を踏まえ、「精米年月日」（玄米においては「調製年月日」、輸入したものについては「輸入年月日」）を記載した改正前の食品表示基準別記様式 4 につきまして、令和 4 年 3 月 31 日までの間は使用できるように経過措置期間を設けました。このため、改正前の別記様式 4 を使用していたとしても、年月旬表示を行うことは差し支えありません。</p>

<p>す。その影響を最小化するため、「精米年月日」又は「精米時期」のどちらかの事項名により、それぞれに見合った表示にすること、として事業者側の選択の余地を残してはいかでしょうか。</p> <p>「精米したて」を購入したいというニーズに応えることで事業継続を目指す精米店などの小規模事業者が、「精米年月日」の事項名を用いてこれまでどおりの年月日を表示することで、大規模事業者と差別化できる、というメリットもあるのではないかと思います。</p>	
<p>改正には賛成ですが改正の意義について周知・理解促進を図るべきです。(同意見 16 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び量販店等販売者への改正内容の周知徹底と改正意義の理解促進を、関係する団体、又はテレビ・新聞などの媒体を活用し行うべきです。消費者においては、精米商品でも精米年月日より新しいものを購入する傾向が顕著です。その消費傾向から量販店等では顧客満足度及び競合他社との商品差別化と称し、従来どおりの精米年月日表示を選択し、商品納入条件とすることが必定です。 ・精米年月日との併用が今回の改正では認められています。消費者の誤認や混乱を招かないよう、また、表記の違いによって売れ方に隔たりが生じないように検証や消費者への情報提供をお願い致します。 ・改正案の趣旨である、食品ロス軽減・物流コスト軽減については改正により『納品ルール』（店舗納品までの精米年月日許容期間）が変更にならなければ意味を持ちません。よって各量販店（業界）への『精米時期+10日』又は、『精米年月日+14日』等ルール変更についての理解の働きかけを強く要望致します。 ・消費者や販売店への表示改正内容の周知をしてほしいです。精米年月日や精米年旬表示の混同により、商品製造時の表示ミスが起こる可能性があります。消費者や販売店が精米年月日での表示を希望する可能性があり、食品ロス等の削減に向けた食品表示基準の改正効果が得られない可能性があります。 ・精米年月日から精米時期への変更は食品廃棄ロス削減に効果が高いと考えます。一方消費市場において、大手スーパー、流通等の需要家にこの趣旨が理解されず、旧来の精米年月日を継続することが他店との差別化と考えるケースを危惧します。制度変更時に各流通業界に対して消費者庁から、この制度変更の趣旨を周知徹底させ、流通団体が統一した表示変更に動けるように指導願いま 	<p>御意見ありがとうございます。改正の内容及び意義等について、農林水産省とも連携し、消費者及び事業者等に対し適切に周知を行ってまいります。</p>

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精米では生鮮食品のような消費基準を設けられています。賞味期限はありませんが、店舗内に保管していたり、業務用の使用であったりする場合も、大抵は精米日+〇日という区切りで棚下げ、返品が行われています。精米日から3日たっても鮮度などは何も変わらないのにも関わらず、精米日+3日という縛りがある会社もあり、このような根拠のない縛りのせいで大変窮屈な思いをさせられています。10日区切りで改正を行うのは大賛成ですが、実需者が受け入れなければ何の意味もありません。そのため、国や行政から実需者を集めて通達してほしいです。むしろ義務付けしていただきたいです。それが、米のフードロス削減する一番の得策であると考えます。生産者が1年間汗水流して作ったコメを、炊きもせずに捨てるのは心が痛みます。 	
<p>本改正案に賛成です。(同意見 15 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精米工場としては今回の改正内容の趣旨について賛同します。 ・米・麦・大豆など1年に1回しか収穫できない穀物に、加工品とはいえ現在の表記は短く、ロスにとっても気を使っています。今回精米表記が「上旬・中旬・下旬」と提案がありましたが、小規模店にはメリットは少ないですが、食品スーパーは期限が近いと大変な気を遣う事態だと思います。米全般を考えますと賛同いたします。 ・おおまかに賛成です。精米の販売を「時期」にすることで、袋などはなくなり次第切り替えという形を取れば損害もなくなるかと思えます。消費者側から見れば曖昧だという意見もあるでしょうが、管理次第では精米も長く美味しくいただける事などを広く伝えていけば、精米日在りきの方たちも変わってきけるのかなと思えます。 ・表示を精米時期とし年月旬も可能とすることにより製造及び物流の効率化が見込めます。この件に関しまして賛成です。 ・表示を精米時期とすることについては、運送便のロットをまとめることができ、効率的です。日切れ等の削減につながると思われるため、量販店としては歓迎です。また、フードロス削減にもつながると思われます。 ・やはりお客様は精米年月日の新しいものを求められ、日数がたったものを嫌がられ、現場から返品などが起こり、食品ロスにつながっている現状があります。しかも米の場合、精米後、ある一定 	<p>御意見ありがとうございます。農林水産省とも連携し、適切に制度を運用してまいります。</p>

<p>期間で品質が悪くなり、食べられなくなるものでもないので、「精米年月日で古いもんはダメ。」と判断されるのはいかかなものかと思われます。ですから、精米年月日の表示から精米時期に変更するのは食品ロスを減らす有効手段だと思います。</p> <p>・「旬」表示になると、製造ロットが大きくなり、計画的な生産が可能になります。働き方の面からも計画的な休暇が取りやすくなります。また、使用エネルギーの削減や工場での製品ロスが減少するなどの効果が期待できます。</p>	
<p><反対意見></p>	
<p>本改正案に反対です。(同意見 4 件)</p> <p>・表示事項が「精米年月日」等から「精米時期」等に変更になることには反対します。</p> <p>・今回の改正ですが、「精米年月日」、「上旬・中旬・下旬」の併用を認めるとの件、実需者/消費者に果たして理解を得られるのかはなはだ疑問を感じております。</p> <p>・食品ロスや配送の問題からの改正案として、精米年月日の1日単位の表示から、上/中/下旬の約10日単位の表示になるようですが、結果的に店頭での扱いは変わらないのではないのでしょうか。上旬（1～10日）と中旬（11～20日）であれば、その境目となる直前の9又は10日に精米されたものなどは、現在問題とされていると同様なことが起こります。現在も、精米年月日が古くなるものは店頭で値引き販売されるなどして消化に努められていますので、上/中/下旬の表示になったところで同様なことが起こると思います。小売・量販店から米卸業者に不当な要求があるのは、表示変更とは別問題だと思います。また、上/中/下旬のような（年月日に対して）範囲がある表現では曖昧さがあり、実際に精米した日の偽装を誘発することになるのではないかと心配します。</p> <p>・年月日か旬表示かの自由選択にするのであれば一括表示欄を精米時期に義務化する理由が理解できません。中小卸は印刷した袋の消化に時間がかかり、改変にかかる版代もばかになりません。プラごみ削減が叫ばれている中袋の廃棄ロスがあってはなりません。そもそも、消費者ははっきりしない表示は求めていないし、旬にしたからと言って廃棄ロスがなくなるとも思えません。かえって、旬の初めに発注、配送が集中するリスクが高くなり、大手卸以外に中小卸、消費者にはメリットはありません。廃棄ロスを防ぎ、精米の効率を上げるのであれば、「精米時期」ではなく「袋詰めした製造年月日」とするのが最良と考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今回の改正の趣旨は、「精米年月日」表示に加え「精米年月（上/中/下旬）」表示を可能とすることで、</p> <p>①過度な鮮度重視の商品管理及び消費行動によって生じる食品ロスの削減</p> <p>②精米後短期間での配送などの多頻度・少量輸送を助長する即配慣行の緩和等の物流の合理化に伴う精米商品の安定配送の促進や中間コストの削減を見込んでおります。</p> <p>農林水産省とも連携し、改正の趣旨に御理解いただけるよう消費者及び事業者に対し周知を行ってまいります。</p>

<その他意見>	
<p>施行日前でも、米袋の在庫状況により時期表示袋を使用可にしてほしいです。4月1日が施行日と仮定した場合、例えば、既存米袋の在庫が3月20日で使い終わり、時期表示米袋の準備ができているにも関わらず、4月1日までは使用できないとなると3月21日から31日の間、その商品の欠品発生につながり、卸・小売ともに販売ロスとなります。</p>	<p>御意見ありがとうございます。本改正事項は公布日から施行されますので、施行前に年月旬表示を行うことはできません。なお、関係事業者の状況を踏まえ、「精米年月日」（玄米においては「調製年月日」、輸入したのものについては「輸入年月日」）を記載した改正前の食品表示基準別記様式4につきまして、令和4年3月31日までの間は使用できるように経過措置期間を設けました。このため、改正前の別記様式4を使用していたとしても、年月旬表示を行うことは差し支えありません。</p>
<p>上旬とは1日から10日、中旬は11日から20日、下旬は21日から31日までということでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
<p>ロット番号などによる新たなトレースが必要になるとの事ですが印字でよいのでしょうか。また、印字の仕方など今後どこに聞けばよいのでしょうか。</p>	<p>今回の改正内容は、「精米年月日」表示に加え「精米年月（上/中/下旬）」表示を可能とするものです。</p> <p>なお、改正内容と直接関係する事項ではありませんが、販売時に表示が見やすいものとなるよう御対応をお願いいたします。印字の仕方については、各専門の業者へお問い合わせ願います。</p>
<p>この改正に関して説明会などを開催してほしいです。</p>	<p>現在のところ、今回の改正に関する説明会の開催予定はありませんが、事業者等への食品表示制度の説明の機会と併せて農林水産省とも連携し適切に周知を行ってまいります。</p>
<p>表示方法変更に伴う補助金等がありますか。包材の改版や印字内容のシステム改修費用が多額となることが想定されます。国からの補助金等、支援については考えられていますか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。事業者の皆様が円滑に新制度に対応できるよう、経過措置期間を設け</p>

<p>使用不要になる米袋の処分費用等について、補助金・助成金の対応等を要望致します。また、表示の見直しに合わせた機械設備の変更・更新に際する設備費用等の補助についても要望致します。</p>	<p>ました。引き続き、新制度について農林水産省とも連携して丁寧に説明してまいります。</p>
<p>補助金制度導入が必要ではないでしょうか。今回の改正案については、食品ロス・物流コストが増大している中、一円でも安くお米を提供し、一人でも多くの方に日本人の主食である「お米」を食べていただく事で、年々減少している国内のお米の消費量に歯止めをかけるきっかけになり得ると考えておりますので、日本の農業の未来の為にも、是非見直しのご検討をお願いします。</p>	
<p>精米年月日表示に関する基準の改正の施行は、慎重に行ってください。精米表示が旬でも表示できるようにした場合、とう精する日が月の1日、11日、21日に集中する懸念が発生します。とう精日が集中した場合、労働力の確保等が問題となる可能性もあります。</p>	
<p>前提として、表示方法は一本化していただきたいですが、現状どおり施行される場合は、精米時期の表示方法に対して量販店からの不当要求や取引先変更等の制裁を防止するための対策をお願いします。現在、精米後短期間納入を求められている量販店からは、精米時期表記の「年月日」継続指定の要求や「年月旬」とした場合、取引先を変更する等の制裁を受ける可能性があります。卸の判断で表示方法が決定することができ、その決定に対して量販店側は受け入れる環境の整備をお願いします。</p>	
<p>「年月日」か「年月旬」のどちらかに統一すべきです。(同意見 15 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、改正時には時期表示を原則とし、年月日表示は一括表示欄外へ記載可能とでもすべきではないでしょうか。 ・年月日から旬の表示になることで商品に不備等があった場合、商品回収の対象範囲が今よりも拡大することで回収コストが増大することやトレースが複雑になることが想定されるため、旬の表示が可能になったとしても、精米年月日と旬のどちらかの表示で良いということであれば、実際にはほとんどの精米工場が現行どおり精米年月日の表示を採用し、結局製造業者と物流の負担や廃棄ロスは今と変わらず、改版コストが余分に掛かるだけになってしまうことが懸念されるので、改正するのであれば旬表示で統一してほしいです。 ・精米年月日（調製年月日）の旬表示が可能というのは賛成ですが、年月日記載でもどちらでもよ 	<p>御意見ありがとうございます。今回の見直しの内容については、食品ロス削減や物流効率化の観点から早期に対応したいとの声がある一方、商品管理の方法などの検討に時間を要するとの声があったため、一度に年月旬表示に統一するのではなく、順次対応可能な事業者から取り組んでいただけのようにしました。今後年月旬表示のみとするかは、食品ロス削減の取組状況や消費者の動向、流通実態等を踏まえ判断してまいります。</p>

いは反対です。小売流通業者は、そのどちらでも良いとなれば今までの慣例や消費者が購入する判断である日付表示の商品を強く要求されると思われます。小売業者の発注・在庫管理において日付を基に行われているのが実態であり、小売業者ごとに違う要望によって旬表示と日付表示が市場に混在することとなり、精米卸業者としても商品や包装在庫が混在することにつながり、もはや食品ロス削減の方向が本末転倒になると思います。よって、旬表示でも日付表示でもどちらでも良いというのではなく、どちらかへ統一する方が小売業者・精米業者の混乱を抑え、消費者にとっても分かりやすいのではないのでしょうか。

・上中下旬表記は曖昧で、消費者目線に立っていない販売現場で、「いつの精米日ですか。」といった質問等、混乱が起きると思います。食品ロスの件も理解できますが米袋等のロスにつきましてはどうお考えでしょうか。米袋はプラスチック製品でありリサイクルにもコストがかかるようになりダブルパンチです。この曖昧な表記では本当の意味での食品ロスを軽減できないと思います。消費者は、その食品の本来の特性や取り扱い方等（保管方法）安全性等の理解を高めていく事も必要かと思えます。正直精米業者は、包装資材費・運送経費が費用の半分以上を占めており特に物流コストとなるとコストダウンなどもつてのほかで価格の話をしたとたんにもう運べない、値上げしようとしてましたなど厳しい声が返ってきます。結果自社での利益圧縮に終わるのではないのでしょうか。消費者にとって不利益を生じているのも消費者の思考が生み出しているのも正しい商品知識と販売側や業界団体等がお米とは生鮮食品とは違い日持ちする食品で正しく取り扱えばロスなど生まれないという事をもっと分かりやすく消費者へ伝えるべきかと思えます。よって今回の精米表示見直しの法案につきましては曖昧さがあるため実用的ではないと思います。

・どちらかに統一してほしいです。納入先によってバラバラで要望されては非常に困ります。また、スーパーの店頭で他社と違った「精米年月日」及び「精米時期」表示が並ぶのは消費者に誤解を招いてしまいます。

・現在使用している精米袋の一括表示欄に印刷されている「精米年月日」を「精米時期」に変更する意図には賛成ですが、2通りの表示が選択できる状態では、顧客の要望に合わせざるを得ず、同じデザインの米袋で『精米年月日』と『精米時期』の2通りの精米袋が発生してアイテム増加につながり改正の意図に沿わない状況になりかねない事が懸念されます。

・同じ商品でも2通りの表示を求められることとなり、製造工場での表示確認が非常に煩雑となる

だけでなく、実質的に同一商品で2通りの表示の商品を管理することは困難であり、表示ミスにつながる危険性が高まるため、移行期間後は旬表示に統一して義務化すべきです。

・食品ロス削減等の観点から「年月旬」に一本化してほしいです。現在、多くの量販店との取引において先方から出荷許可日の指定が存在します。「年月旬」に加え「年月日」の表示も可能となった場合、A量販店からは「年月日」、B量販店からは「年月旬」が求められ対応した場合、在庫管理等で現状よりも煩雑なオペレーションが必要となるため、現場が混乱することにもつながります。また、消費者視点からも取り扱う卸や量販店ごとで「年月旬」、「年月日」に分かれることで混乱することが想定されます。国策として食品ロス等の削減に取り組む流れを作り出すためにも、より適切な効力が発揮されるためにも表示方法を「年月旬」のみとしてほしいです。

・「旬」表示は普及しません。なぜなら、袋の表示欄が「精米年月日」から「精米時期」に変わるだけで、実際には「精米年月日」が表示され誰も「旬」表示はしないからです。表示の選択は納入先が決めます（卸や製造工場は従うだけ）。現状、精米日から5日以内等の納入条件があります。

「精米年月日」で印字すればシステムも変えなくて済みます（袋の変更費用だけ我慢すればよい）。そのため、猶予期間において、強制的に「旬」表示だけにしないと普及しないと考えます。

・年月旬と年月日の印字がどちらでも可能、にはしない方がいいです。年月旬に統一すべきです。精米年月旬と精米年月日の印字がどちらでも可能、となると、商品差別化の一因となりえます。消費者には精米年月日の方が選ばれ、旬表示の方が不利になると考えられる。結果、一括表示欄の変更には経費が発生するだけとなり、精米年月旬の印字にしたいとしても精米年月日にせざるをえない状況になるのではないかと懸念されます。

【指定成分等含有食品の表示について】

指定成分等含有食品にかかる、第3条第2項の表の横断的義務表示事項のうち、専ら購入又は摂食に先立っての注意喚起として下欄に示されている「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」は、被害発生の防止のためのものとしては著しく不十分かつ不適切であると考えます。

行政の判断と責任において、指定成分等含有食品の販売等を食品衛生法第7条第1項に基づき禁止せず、認め続けるのであれば、指定成分制度の背景や個々の成分のリスクについて知識の乏しい消費者にも理解されるよう、例えば次のように具体的に表示されるべきと考えます。

指定成分等含有食品の表示制度については、その趣旨等も含め消費者に対し適切に周知してまいります。

<p>「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生のおそれが明らかに高いと判断されたもので、被害の防止の見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。〇〇は、大豆等に含まれるイソフラボン類に比べ1,000～10,000倍のエストロゲン（女性ホルモン）活性を有すると考えられている成分を含むため、指定成分とされた物です」</p> <p>なお、こうした表示は、行政のウェブサイトやパンフレットなどではなく、個々の商品の容器包装に明記されてこそ有効性を得られるものであることを申し添えます。</p>	
<p>特別の注意を必要とする成分等は、既に健康被害事例が把握されている成分であり、さらなる健康被害を未然に防ぐための対策が必要と考えます。食品表示部会でも出ているとおり、「指定成分等含有食品」では消費者に危害のおそれが認識されず、健康被害を招く可能性があります。説明表示を消費者が読むとは限りません。被害があった場合に届出義務を課すのは当然としても、被害の未然防止にもっと注力すべきと考えます。明確に消費者に健康被害を招く可能性が認識されるように、「要注意成分等含有食品」と表示することを要望します。</p>	
<p>食品表示基準第3条第2項に追加された指定成分等含有食品にかかる表示について、しかるべき猶予期間が必要であると考えます。食品メーカーは効率化のために包材を多く作成し、包材の在庫を調整しながら食品を製造しています。そのため令和2年6月1日の施行日において、多くの旧包材の在庫が残る可能性が考えられます。</p> <p>また今回の改正は公布から施行まで3か月程度しかないものと思われます。今回の改正では表示すべき項目が多く追加され、商品パッケージのデザインのレイアウトを大きく変更しなくてはならないことが予想されます。そのデザインの作成、刷版、印刷等の期間、また包材メーカーに多くの食品メーカーからの印刷依頼が集中することを考えると、3か月では困難です。そのため、施行より1年程度の猶予期間の設定を求めます。</p>	<p>指定成分等含有食品は健康危害の生じる可能性があることから、今般の食品表示基準の改正により、①改正食品衛生法第8条の特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集という目的の補完、②消費者に当該食品が特別の注意を要する食品であることの伝達、を目的としています。そのため、食品衛生法の一部改正の施行と合わせ、本年6月1日以降に製造、加工、輸入した食品については、新たな規定に従って表示を行っていただく必要があります。</p>
<p>今回改正された箇所について、通知、Q&A等分かりやすく理解できるものを、施行日より前に公表していただくことを求めます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。改正内閣府令の公布と同時に告示しています。</p>
<p>特別の注意を必要とする成分等の表示は、アレルギー表示と同じように消費者の安全に直結する事項であり、食品表示部会での議論が十分に行われたとは言えませんでした。すでにパブリックコメントにも付されていたことから結論ありきの議論になっていたことが否めません。国民生活セン</p>	<p>消費者委員会食品表示部会において、国民生活センターの委員も含め各分野の専門家の方に御議論いただいております。また、改正案の作成に当たっては、</p>

<p>ターなど関係者を参考人として呼び、改めて十分な議論をするよう要望します。</p>	<p>関係者の御意見を踏まえ、表示内容を検討させていただいております。</p>
<p>各種表示事項の表示位置が明記されていないが、消費者が明確に判別できる表示位置であれば、どこに表示してもよいのでしょうか。</p>	<p>改正内閣府令の公布と同時にお示ししている通知のとおり、指定成分等含有食品に関する事項は、容器包装の見やすい箇所に表示してください。ただし、消費者の視認性を高めるため、「指定成分等含有食品である旨」の表示と「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」の表示は、近接して表示すべきと考えています。</p>
<p>【生水牛乳表示について】</p>	
<p>「乳」のアレルゲン表示から除外されている山羊乳等でも牛乳との交差反応があるとされていますが、水牛は山羊よりもさらに牛に近い動物と考えられますので、食品表示部会で牛乳との交差反応について厚生労働省からもっと詳細な報告がなされるべきであったと考えます。交差反応の度合いによっては「乳」として表示することが適切であると考えられるので、厚生労働省からの情報を得て再検討されることを要望します。</p>	<p>アレルゲンの表示対象となる食品は、消費者庁でおおむね3年おきに実施している即時型食物アレルギーによる健康被害調査を踏まえて検討を行うこととしています。現時点においては、山羊乳は症例の原因食品として挙がっておりませんが、そのほかの食品も同様に引き続きアレルゲンの対象範囲の検討を行ってまいります。</p>
<p>【栄養強調表示について】</p>	
<p>弊社はお客さまへ情報提供を目的といたしまして、カロリーオフ、低糖質などの低い旨を表示する商品に、栄養成分表示と共に強調表示の範囲を示す旨の注釈文を表示しています。この度の法改正では、栄養成分又は熱量の低い旨の基準値が「未満」から「以下」にも表示できるようになりましたので、今後は「以下」の表示に変更してまいります。現在発売中の商品在庫、包装資材在庫があるものにつきまして当面の間、「未満」の表示で販売をさせていただきたいです。</p>	<p>食品表示基準を満たした範囲の中で、事業者が設定したカロリーオフ等の強調表示の範囲を示すことを妨げるものではありません。包材の在庫が無くなり次第、順次切替えをお願いします。なお、糖質については、食品表示基準において低い旨等の強調表示の基準は定められておりません。</p>